

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
 - 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
 - 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
 - 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（We b会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「We b会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「We b会議実施要領」を適用する。

- 2 We b会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

We b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（We b検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「We b検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「We b検査実施要領」を適用する。

- 2 We b検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

We b検査実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、別添のとおりとする。

砂防関係施設長寿命化計画策定業務特記仕様書

1.適用

本特記仕様書は、徳島県が実施する「砂防関係施設の長寿命化計画策定」に適用する。
本特記仕様書に定めのない事項については、準拠図書に基づき実施しなければならない。

2.業務概要

本業務は、徳島県が整備した砂防関係施設を長期にわたり、その機能及び性能を維持・確保するため、「徳島県砂防関係施設長寿命化計画ガイドライン(案)」に基づき砂防関係施設の長寿命化計画を策定するものである。

3.業務対象範囲

本業務対象は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎管内の砂防関係施設(砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設)とする。

4.準拠図書等

(1) 基準とする図書

- ① 徳島県砂防関係施設点検要領(案)

令和5年3月 徳島県県土整備部砂防・気候防災課

- ② 徳島県砂防関係施設長寿命化計画ガイドライン(案)

令和5年3月 徳島県県土整備部砂防・気候防災課

(2) 準拠する図書

- ① 砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)

令和4年3月 国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課

- ② 砂防関係施設点検要領(案)

令和4年3月 国土交通省砂防部保全課

- ③ 河川砂防技術基準 調査編

平成26年4月 国土交通省水管理・国土保全局

- ④ 河川砂防技術基準 計画編

平成16年3月 国土交通省河川局

- ⑤ 河川砂防技術基準(案) 設計編

平成9年5月 建設省河川局

- ⑥ 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説

平成28年4月 国土交通省国土技術政策総合研究所

- ⑦ 土石流・流木対策設計技術指針解説

平成28年4月 国土交通省国土技術政策総合研究所

- ⑧ 砂防技術指針(案)

平成29年4月 徳島県県土整備部砂防防災課

なお、各種準拠図書については、最新のものを採用することとするが、必要に応じて整備当初の準拠図書と比較することとする。

5.貸与する図書等

- ① 砂防設備点検業務成果品
- ② 砂防設備台帳
- ③ 地すべり防止区域台帳
- ④ 急傾斜地崩壊危険区域台帳
- ⑤ 徳島県砂防関係施設点検要領(案)

令和5年3月 徳島県県土整備部砂防・気候防災課

- ⑥ 徳島県砂防関係施設長寿命化計画ガイドライン(案)

令和5年3月 徳島県県土整備部砂防・気候防災課

- ⑦ 既往砂防関係施設長寿命化計画策定業務 報告書
- ⑧ 砂防基盤図
- ⑨ その他

受注者は、貸与資料を適切な管理のもと保管し、本業務の終了後または監督員からの返却の指示があった場合には速やかに資料を返却しなければならない。

6.業務内容

業務内容は、下記のとおりとする。

砂防関係施設の長寿命化計画

(1) 計画準備

業務の目的・主旨を理解した上で業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

(2) 資料収集整理

業務に必要な資料を収集し、整理する。また、各計画対象区域に存在する計画対象施設の数量、位置等を整理する。

その他、追加で必要な資料が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(3) ライフサイクルコストの検討

予防保全型の長寿命化計画に基づき、施設の劣化予測やライフサイクルコストの算定に要する費用の算出を行い、ライフサイクルコストの縮減を検討する。

(4) 対策の優先順位の検討

業務対象区域に設置された砂防関係施設の「要対策」と評価された施設を対象に、各施設について保全対象の状況、過去の災害履歴、施設周辺の状況を踏まえ、対策の優先順位を検討する。

(5) 対策工法の検討

施設の健全度が「要対策」と評価された砂防関係施設を対象に、対策工法を選定し概算工事費を算出する。

(6) 年次計画

ライフサイクルコストの縮減等を考慮のうえ、対策の優先順位を検討し、中期年次計画（50 年）及び短期年次計画（10 年）を策定する。

(7) 長寿命化計画の策定

計画対象施設の整理、長寿命化計画の策定方針、日常的な維持管理の方針、ライフサイクルコスト、対策の優先順位、対策工法、年次計画、経過観察、新技術等の活用などの短期的な数値目標及びコスト縮減効果についてとりまとめる。

(8) 報告書とりまとめ

本業務で検討した結果について、報告書としてとりまとめる。

7. 打合せ協議

本業務を円滑に実施するために、業務着手時、成果品納入時、及び業務の区切りにおける打合せは以下を予定している。

- 1) 業務着手時 1回
- 2) 中間時 2回
- 3) 成果品納入時 1回

8. 成果品

成果品は次のとおりとする。成果品の体裁、とりまとめ方法については監督員と打合せの上、作成するものとする。また、データファイルについてはCD-R又はDVD-Rにて提出するものとする。

〈成果品〉

- 報告書(A4版、ワープロ製本) 1 部
- 電子データ 3 部 (正 1部、副 2部)

監督員が指定するものについては、「一太郎」若しくは「Msword」及び「MsExcel」で作成することとし、バージョン等については、監督員と協議の上、決定するものとする。

9. 疑義

ガイドライン(案)等に具体的な手法や判断方法が記載されていない事項については、問題点として抽出の上、監督員と協議するものとする。